

# 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

平成 23 年 1 2 月

労働基準局労災補償部労災管理課

## 1. 趣旨

労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項に基づき、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去 3 年間の災害率等を考慮して、事業の種類ごとに厚生労働大臣が定めることとされ、平成 17 年 3 月 25 日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従い、3 年ごとに改定を行っており、今般、平成 24 年度の改定のため、所要の改正を行う。

また、メリット制（法第 12 条第 3 項及び第 20 条第 1 項の規定により事業ごとの災害率により保険料を調整すること）の適用範囲については、昭和 61 年度の見直し以来据え置いているが、この間におけるメリット制が適用される事業の割合の変化などを踏まえ、一括有期事業及び単独有期事業について適用範囲の拡大を行うとともに、一定の要件に該当する一括有期事業に係るメリット増減率について新たに定める。

あわせて、メリット制の収支率の算定基礎から除外する特定疾病の追加を行う。

## 2. 内容

### (1) 労災保険率の改正

労災保険率を、別添 1 のとおり改正する（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号。以下「徴収則」という。）別表第 1 関係）。

### (2) 労務費率の改正

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を、別添 2 のとおり改正する（徴収則別表第 2 関係）。

### (3) メリット制の改正

- ① 一括有期事業及び単独有期事業に関するメリット制の適用要件のうち確定保険料の額に係るものを、現行の「100 万円以上」から「40 万円以上」に引き下げる（徴収則第 17 条第 3 項及び第 35 条第 1 項第 1 号関係）。
- ② メリット制の収支率の算定基礎から除外する特定疾病に、著しい騒音を発生する場所における業務による難聴等の耳の疾患（騒音性難聴）を別添 3 のとおり追加する（徴収則第 17 条の 2 の表関係）。
- ③ 一括有期事業であって、法第 12 条第 3 項に規定する連続する 3 保険年度のいずれかの保険年度の当該事業に係る確定保険料の額が 40 万円以上 100 万円未満であるものに係るメリット制の増減率を別添 4 のとおり定める（徴収則に別表を新設）。

### (4) 第二種特別加入保険料率の改正

一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率を、別添 5 のとおり改正する（徴収則別表第 5 関係）。

## 3. 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日